

## 役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清暁会（以下「当法人」という。）の定款の規定に基づき、この法人の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、理事のうち、常勤理事以外のものをいう。
- (4) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれるものをいう。
- (5) 役員等とは、役員、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (6) 非常勤役員等とは、非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (7) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何は問わない。
- (8) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤の為の交通費、出張に要する旅費等（交通費及び旅費）であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給する。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全評議員の報酬総額は、定款に定める金額の範囲内とする。

- 2 この法人の全理事の報酬総額は、年間72万円以内とする。
- 3 この法人の全監事の報酬総額は、年間24万円以内とする。
- 4 この法人の全評議員選任・解任委員の報酬総額は、定款に定める金額の範囲内とする。
- 5 この法人の常勤理事の役職に応じた一人当たりの上限額及び報酬額は、別表1に定める通りとする。
- 6 この法人の非常勤役員等の役職に応じた一人当たりの上限額及び報酬額は、別表2に定める通りとする。

### (費用の弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から速やかに支払うものとする。ただし、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

- 2 役員等が、法人業務の為に出張する場合の旅費（交通費及び宿泊費）は、実費を支給する。
- 3 役員等が業務に必要な経費は、実費を支給する。

（報酬等の支払い時期）

第6条 役員等の報酬等は、理事会等の会議の都度又は業務を行った都度支給する。

- 2 役員等のうち、職員としての立場を有する者に対しては、職員給与に報酬等を合算して支給する。この場合の計算方法等は、一般職員給与と同様の基準とする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬等は、現金で本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

この規程は、令和4年1月25日から改定施行する。

別表1 常勤理事

職名	業務	報酬額	上限額
理事長	理事会等への出席 その他法人及び施設業務の為の出勤	不支給	120,000 円
理事	理事会等への出席 その他法人及び施設業務の為の出勤	不支給	120,000 円

別表2 非常勤役員等

職名	業務	報酬額	上限額
理事長	理事会等への出席 その他法人及び施設業務の為の出勤	不支給	120,000 円
理事	理事会等への出席 その他法人及び施設業務の為の出勤	不支給	120,000 円
監事 社会福祉事業について識見を有する者	監事監査業務 理事会等への出席 その他法人及び施設業務の為の出勤	不支給	120,000 円
監事 財務管理について識見を有する者	監事監査業務 理事会等への出席 その他法人及び施設業務の為の出勤	不支給	120,000 円
評議員	評議員会への出席 その他法人及び施設業務の為の出勤	不支給	72,000 円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会への出席 その他法人及び施設業務の為の出勤	不支給	72,000 円